

契 約 番 号	2		
工 事 名 及 び 工 種	熊取町立総合体育館整備工事		建築一式
工 事 場 所	熊取町 久保五丁目 地内		
工 事 概 要	a. 改修工事 1. 防水・屋根改修工事 : 5,601.0㎡ 2. 外壁改修工事 : 5,142.0㎡ 3. 建具改修工事 : 1.0式 4. 塗装改修工事 : 1.0式 5. 便所改修工事 : 1.0式 6. EV改修工事 : 1.0式 7. 電気設備工事 : 1.0式 8. 機械設備工事 : 1.0式 9. その他工事 : 1.0式 b. 非構造部材改修工事 1. 建具改修工事 : 1.0式 2. 天井改修工事 : (メインアリーナ)3,313.0㎡、 (サブアリーナ)1,043.0㎡、 (屋内プール)682.0㎡ 3. 塗装改修工事 : 1.0式 4. 床改修工事 : 1.0式 5. 電気設備工事 : 1.0式 6. 機械設備工事 : 1.0式 7. その他工事 : 1.0式		
契 約 の 方 法	制限付一般競争入札		
業 者 選 定 理 由			
開 札 執 行 日	令和 7 年 5 月 28 日 10 時 00 分		
開 札 場 所	熊取町役場 北館3階 大会議室		
予 定 価 格	847,100,000 【税抜：円】	931,810,000 【税込：円】	
最 低 制 限 価 格	762,390,000 【税抜：円】	838,629,000 【税込：円】	
契約金額（当 初）	762,390,000 【税抜：円】	838,629,000 【税込：円】	
契約金額（変 更）	【税抜：円】	【税込：円】	
	【税抜：円】	【税込：円】	
契 約 業 者	株式会社 マツダ・シティーズ		
工 期（当初）	議 決 日 ～ 令和 8 年 12 月 18 日		
工 期（変更）	～ 令和 年 月 日		
	～ 令和 年 月 日		
入 札 業 者 名		入札金額（税抜：円）	摘 要
1	株式会社 マツダ・シティーズ	762,390,000	落札候補者順位 1 位
2	西野建設工業 株式会社	762,390,000	落札候補者順位 2 位
3	共同建設 株式会社	762,390,000	落札候補者順位 3 位
4	株式会社 永商興産	762,390,000	落札候補者順位 4 位
5	株式会社 藤井工業	838,629,000	落札候補者順位 5 位
6	阪南土建 株式会社	838,629,000	落札候補者順位 6 位
7	青木あすなろ建設 株式会社 大阪本店		辞退
8	株式会社 今西組		辞退
9	岩出建設 株式会社		辞退
10	大勝建設 株式会社		辞退
11	日本土建工業 株式会社		辞退
12	株式会社 本間組 関西支店		辞退
13	矢野建設 株式会社		辞退
14			
15			
備 考	(変更理由等) ※落札候補者順位は、抽選にて決定 令和7年5月29日開催の熊取町建設工事等業者選定委員会における審査の結果、 株式会社 マツダ・シティーズを落札者に決定しました。 議決予定日: 令和7年6月26日		

入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは単体企業のみとし、その資格は、熊取町建設工事等業者資格審査要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項の規定による令和7年度熊取町建設工事入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊取町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を、入札関係図書請求期限日から開札日までの間で受けていないこと。
- (3) 熊取町契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を、入札関係図書請求期限日から開札日までの間で受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (6) 所在地要件 大阪府内に営業所を有していること。
- (7) 等級別区分 「建築一式A」に登録があること。
- (8) 建設業許可 登録営業所における「建築一式工事」に関し、特定建設業の許可を有していること。
- (9) 経営事項審査 令和5年10月29日以降の経営事項審査を受けていること。
- (10) 工事実績 以下の工事实績を有していること。
国、特殊法人等又は地方公共団体発注の公共工事のうち、公告日から過去10年以内に工事を完了し引き渡した「建築一式工事」で、請負金額が5億円以上の新築もしくは改修工事を元請（共同企業体により受注したものを除く。）として施工した実績があること。
- (11) 配置予定技術者 以下の条件を満たす技術者を配置できること。
①「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有し、監理技術者講習を修了している者
②当該工事の現場に常駐、専任できる者
③参加申込時点において、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）が確認できる者
- (12) 配置予定現場代理人 以下の条件を満たす者を配置できること。
①当該工事の現場に常駐、専任できる者
②参加申込時点において、当該事業所と直接的な雇用関係が確認できる者
※監理技術者と現場代理人の兼任は可能とする。